

平成31年 第5回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成31年4月10日（水）午後3時00分～4時10分
2. 場 所	にかほ市金浦保健センター 健康指導教室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 5番 齋藤勝義 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊
5. 欠席した委員（1名）	8番 齋藤久江
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	1番 須田貴志 2番 佐藤 直
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
議案第18号	農業委員会等に関する法律第26条に基づく職員の任免について
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【8件】
議案第19号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】

- 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ……【 3 件】
- 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ……【 1 件】
- 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ……【 67 件】
- 議案第 23 号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について ……【 1 件】
- 議案第 24 号 特定農地の貸付けの承認について

◆ 事務局長

総会開会前に、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項に基づき、にかほ市農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を執り行います。

委嘱状の交付はお一人ずつ行いますので、名前を読み上げられた方は、その場でご起立の上、にかほ市農業委員会会長より委嘱状の交付を受けて下さい。

【 委嘱状の交付 】

◆ 事務局長

ただ今より、平成 31 年第 5 回にかほ市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(開会 午後 3 時 05 分)

◇ 会長

【 会長挨拶 】

◇ 議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。8 番齋藤久江委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 11 名です。出席委

員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

1 番須田貴志委員、2 番佐藤直委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

議案第18号 農業委員会等に関する法律第26条に基づく職員の任免について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第18号について、説明させていただきます。市職員の定期異動に伴う任免であります。市民課長が異動となりましたので、農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づき同意を求めるものであります。

◇議長

議案第18号の説明が終わりました。ご質問ご意見等ございませんか

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、議案第18号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

報告第6号-1につきましても、機械作業に支障があるということでの受人都合による合意解約であります。

報告第6号-2につきましても、新たな借受人による農地中間管理事業を活用するための合意解約であります。解約した農地につきましても、議案第22号-65に上程されております。

報告第6号-3と4につきましても、借受人が同一であります。どちらも新たな借受人に賃借するということでの合意解約であります。解約した農地につきましても、議案第22号-51と50に新規の利用権設定として上程されております。

報告第6号-5につきましても、所有権移転に伴う合意解約であります。所有権移転につきましても、議案第19号に上程されております。

報告第6号-6から8につきましても、借受人が同一であり全て減反対応分として借入しておりましたが、減反廃止に伴う耕作者都合による合意解約であります。

◇議長

報告第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第6号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第19号につきましても、報告第6号-5の合意解約に基づく所有権移転であります。譲渡人の農業廃止と受人経営規模拡大の理由により売買するものでありまして、金額は全部で

円となっております。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長

議案第19号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第19号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第20号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第20号-1から3について説明いたします。

議案書は11頁からとなります。申請地は金浦字唐蚊の森地内で、国道7号線と日本海沿岸東北自動車道金浦ICとの交差点南西側の農地8筆であります。付近見取図と公図を20頁と21頁に掲載しております。

転用目的は、コンビニエンスストア 出店のため、農地550㎡を含む全2,966.22㎡を店舗敷地用地として借上げ、造成するものであり、国道に直接隣接する山林と市道側に隣接する農地を一体として造成することにより、どちら側からも乗り入れが可能となり、より利便性が向上するということでの転用申請となっております。また、契約期間は25年間となっております。

当該農地は、都市計画区域内のその他地域であり、生産性の低い農地として、農地区分は第3種農地と判断され、許可が認められるものであります。現地につきましては、由利地域振興局職員及び小林会長、佐藤直委員より確認してもらっております。説明は以上となります。

◇議長

議案第20号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

◇議長 暫時休憩します。 (午後 3 時 2 2 分)

◇議長 再開します。 (午後 3 時 2 8 分)

◇議長 質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので議案第 20 号-1 から 3 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第 21 号についてご説明いたします。

議案書は 23 頁からとなります。申請地は金浦字唐蚊の森地内の地目が田の農地であります。付近見取図と公図を 31 頁と 32 頁に掲載しておりますが、場所は議案第 20 号と市道を挟んだ向かい側となります。

事業計画書を議案書 26 頁に掲載しておりますが、申請者である■■■■氏は、現在金浦字木ノ浦山地内で、ガソリンスタンドを経営しており、業務における資材・設備の保管場所を探しておりましたが、申請地を利便性の優れた土地として選定し、当該農地を買い上げ、資材置場を造成する計画であります。

また、自己利用のほか、当面は一部をコンビニエンスストア■■■■敷地造成工事等を請け負う■■■■に土木資材等のストックヤードとして賃貸する計画となっております。

当該農地は、都市計画区域内のその他地域であり、生産性の低い農地として、農地区分は第 3 種農地と判断され、許可が認められるものであります。現地につきましては由利地域振興局職員及び小林会長、佐藤直委員より確認してもらっております。

◇議長 議案第 21 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

◇議長 暫時休憩します。 (午後 3 時 3 2 分)

◇議長 再開します。 (午後 3 時 4 1 分)

◇議長 質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので議案第 2 1 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第 2 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 市長より、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が 6 6 件でありまして、賃借権の新規が 1 8 件、再設定が 4 8 件、利用権設定の総面積は 473,926 m²で、所有権移転が 1 件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしております。

議案第 2 2 号－1 から 2 7 までについてご説明いたします。

議案第 2 2 号－1 と 2 は、どちらも賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 2 2 号－3 と 4 は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 2 2 号－5 は、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 2 2 号－6 から 1 6 は受人が同一であり、全て賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状

況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-17から20は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-21は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-22と23は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-24と25は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-26と27は、どちらも賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第22号-1から27までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-1から27については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第22号-28は、9番森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈9番 森 榮一委員退席〉 (午後3時46分)

◇議長

議案第22号-28について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第22号-28は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長 議案第22号-28の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-28については原案通り承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
9番森榮一委員の入室を許可します。
〈9番 森 榮一委員着席〉 (午後3時47分)

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第22号-29から35までについてご説明いたします。
議案第22号-29は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
議案第22号-30から32は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
議案第22号-33と34は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
議案第22号-35は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長 議案第22号-29から35の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-29から35については原案通り承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第22号-36は、1番須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈1番 須田貴志委員退席〉 (午後3時49分)

◇議長

議案第22号-36について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第22号-36は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第22号-36の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-36については原案通り承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
1番須田貴志委員の入室を許可します。

〈1番 須田貴志委員着席〉 (午後3時50分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第22号-37から51までについてご説明いたします。
議案第22号-37から42は受人が同一であり、37から41は賃借権の再設定であり、42は使用賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-43と44は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-45から47は受人が同一であり、いずれも賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-48は、賃借権の再設定であります。契約条

件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-49から51は受人が同一であり、49は賃借権の再設定、50と51は賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第22号-37から51の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-37から51については原案通り承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第22号-52は、使用賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-53は、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-54と55は受人が同一であり、54は使用賃借権の再設定、55は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-56は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第22号-57から59は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第22号-60から63は受人が同一であり、全て解除条件付賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第22号-64から66は全て農地中間管理事業を利用するものでありまして、新規の賃借権の設定であります。それぞれの契約条件は、議案に記載のとおりであります。

議案第22号-67は、2月の総会で農業公社に所有権移転したものを新たな所有者に移転するものであり、その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第22号-52から67の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇9番森榮一委員

議案第22号の60から63の解除条件付賃借権についてですが、その内容は、いつも同じものですか。個別に変わることもあるものでしょうか。

◆事務局長

契約書の条文としては、全て同じ内容です。個別に異なる内容ではありません。内容としては、 は農地所有適格法人ではありませんので、貸人・受人双方の合意による解約だけではなく、借受人が適正に利用していない場合は解除できるとする条文を記したものとなります。

◇議長

暫時休憩します。 (午後3時58分)

◇議長

再開します。 (午後4時02分)

◇議長

他に、質問ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-52から67については原案通り承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第23号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書77頁です。議案第23号は、農業振興地域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、目的は建設会社駐車場の増設のためであります。申請地は、院内字蕨崎田 の地目が田、面積は449㎡でありまして、

82頁に位置図を掲載しております。

また、議案書81頁に農用地利用計画変更要件検討表を掲載しておりますが、申請地は事業所敷地に隣接する土地でありませぬ。現状は未利用農地となっており、その西側は住宅地が介在してきており、また東側は農道となっているため、農用地の集団化には支障は出ないと判断され、除外に伴う周辺への影響及び農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められるとの事であります。説明は以上となります。

◇議長

議案第23号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等無いようですので、議案第23号については変更案に同意することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長

次に議案第24号 特定農地の貸付けの承認についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書83頁です。議案第24号特定農地の貸付けの承認につきましては、継続的に象潟地区で実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付け申請でありまして、市から毎年更新申請されています。特定農地の貸付け2筆、9,906㎡の申請であります。説明は以上です。

◇議長

議案第24号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号については原案通り承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午後 4時10分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成31年 4月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 1 番

委 員 2 番
